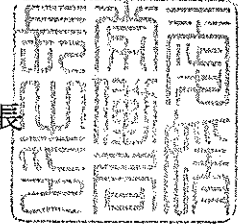


愛媛労発基第447号

平成23年10月17日

各 位

愛 媛 労 働 局 長



「労働時間適正化キャンペーン」の周知・啓発について（依頼）

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、日頃から、労働行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

労働時間等の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は減少傾向にあるものの平成22年には増加に転じ、依然として高い水準で推移するなど未だ長時間労働の実態がみられ、また、全国では、脳・心臓疾患に係る労災支給決定件数は平成22年度においても285件にのぼるなど、過重労働による健康障害も依然多い状況にあるほか、割増賃金の不払に係る労働基準法違反も後を絶たないところです。

これらの問題の解消に向けては、使用者が労働時間を適正に把握した上で、適切な対処を行うことが求められるものであり、また、使用者のみならず、労働者・労働組合、産業保健スタッフ等のすべての関係者の理解を得て、労使が一体となった取組が行われることが重要です。

更には、当事者である労使双方の協力の下に仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）への前向きかつ持続的な取組を通じ、自主的な改善も望まれるところです。

そこで、本年度においても長時間労働の抑制等の労働時間の適正化を図るため、11月に「労働時間適正化キャンペーン」を展開して

- (1) 時間外労働協定の適正化等による時間外・休日労働の削減
- (2) 長時間労働者への医師による面接指導等労働者の健康管理に係る措置の徹底
- (3) 労働時間の適正な把握の徹底

を中心に、労使をはじめとする関係者に対して、広く周知・啓発等を行い、その主体的な取組を促すこととしています。

つきましては、別添のとおり「労働時間適正化キャンペーン」のリーフレットを送付させていただきますので、趣旨をご理解の上、傘下会員への周知・啓発に格段の御配慮をお願い申し上げます。

また、周知・啓発に際しまして、貴団体のホームページ・メールマガジン等への掲載にも御配慮いただきますよう、併せてお願い申し上げます。

